

## 神奈川フィル解雇事件・弁護団声明

平成26年7月24日

### 1 (救済命令の内容)

神奈川県労働委員会は、平成26年7月24日、公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団（以下、「神奈川フィル」という。）に対して、杉本正氏、布施木憲次氏を解雇したことが不当労働行為にあたることとし、解雇を無かったものとして2人を原職に復帰させ、解雇通知が行われた平成24年4月11日から原職復帰までの給与の支払を命じるとともに、神奈川フィルが不当労働行為を行った事実を労働者に周知させる、いわゆるポスト・ノーティスを命じる救済命令を発した。

神奈川フィルは、平成24年4月11日、それまでコントラバス奏者として約30年間にわたり神奈川フィルにおいて演奏に従事していた杉本氏、布施木氏の2人を解雇した。神奈川県労働委員会は、神奈川フィルが行った2人に対する解雇について、2人が所属する神奈川県公務公共一般労働組合神奈川フィル分会（以下、「分会」という。）に対する支配介入、不利益取扱であり、不当労働行為にあたることを明確に認定したのである。

### 2 (不当労働行為の認定)

神奈川県労働委員会は、杉本氏、布施木氏に対する解雇が不当労働行為にあたることを認定するにあたり、神奈川フィルに不当労働行為意思があったことを認定した。

神奈川県労働委員会は、神奈川フィルが、楽団の存続を図るという組織的方針の下、分会を対抗勢力と位置付け、一貫して反組合的な姿勢をとっていたこと、神奈川フィルの役員や事務局長が分会の存在や活動そのものを否定したり、軽視する発言を繰り返したことを認定し、神奈川フィルに不当労働行為意思があったことを認定した。

その上で、神奈川フィルが2人を解雇したことで円滑な組合活動が阻害され、分会の活動に抑制的効果を及ぼしたことを認定し、2人に対する解雇が不利益取扱、支配介入のいずれにも当たることを認定した。

神奈川県労働委員会の判断は、2人に対する解雇の本質を正しく理解するものであり、極めて正当な判断として評価することができる。

### 3 (解雇に関する判断)

神奈川県労働委員会は、杉本氏、布施木氏に対する解雇が不当労働行為にあたることを認定し、解雇を無かったものとして2人を原職に復帰させるとの判断を下した。

神奈川フィルは、杉本氏、布施木氏について、それぞれ4つの解雇理由を示していた。2人に共通する解雇理由として、「①演奏技術が著しく低く、それについて指揮者から指摘を受けていること、②演奏中や練習における態度がきわめて悪いこと、③度重なる事情聴取等呼び出し、始末書の提出等の要請について、応じなかったこと」の3点が挙げられ、杉本氏の解雇理由として、「④黒木岩寿氏に対し精神的ダメージを与え、また、退団したことにより楽団に多大な損失をもたらしたこと」が、布施木氏の解雇理由として、「④文化庁事業である沖縄公演に際し、時と場所を弁えない発言により文化庁との間に信用問題を引き起こし、楽団の品位を汚し、名誉を傷つけたこと」が挙げられていた。

神奈川県労働委員会は、これらの解雇理由の内、①、②について、根拠とされている指揮者の指摘について具体性に乏しく、音楽的専門家を含まない評価委員会が2人の演奏を実際に聴取するなどの機会を設けることなく、指揮者による指摘についての楽団によるのみに基づいて解雇を決定しているとして、解雇の理由とすることに合理性は無いと判断した。

また、解雇理由の内、③、④については、いずれも既に決着済の問題と見るべきであり、同様の行為が繰り返されたといった事情も認められない以上、解雇の理由とすることに合理性は認められないと判断した。

#### 4 (まとめ)

杉本氏、布施木氏に対する解雇が行われてから、既に2年以上が経過している。

オーケストラにおいて、楽団員が演奏技術や演奏態度を理由として解雇されること自体、極めて異例なことであるが、その解雇が不当労働行為にあたりと認定されたことは、前代未聞である。

杉本氏、布施木氏は2年以上もの間、神奈川フィルの演奏に参加することができていない。そのため、杉本氏、布施木氏に対する解雇は、2人を経済的困窮に追い詰めているというだけでなく、音楽家から演奏の機会を奪い、2人の音楽家生命を絶つに等しい暴挙である。

また、神奈川県等の地方公共団体から多額の補助金を支給されるとともに、多くの神奈川県民の募金によって、ようやく累積債務を解消した神奈川フィルが、その一方で、労働組合に対する悪質な不当労働行為を行っていたと認定されたことは、神奈川フィルのオーケストラとしての運営のあり方に重大な疑義が呈されたということでもある。

神奈川フィルには、神奈川県労働委員会の判断を真摯に受け止め、杉本氏、布施木氏に対する解雇を即時に撤回し、1日も早く2人を神奈川フィルの演奏に復帰させること、同時に神奈川フィルの運営について、抜本的な改善を進めることを強く求めるものである。

以上